

第2回 福井県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和5年8月2日(水) 10:00~12:00
- 2 場所 福井春山合同庁舎 14階 福井労働局会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)
労働者代表委員 3名(定数3名)
使用者代表委員 3名(定数3名)

4 議題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

議題(1)について

労働者代表委員からは、

- ・ 過去最高額で示された目安は、社会全体の賃上げにつなげることができる意味では非常に評価できるが、物価上昇を考えると最低賃金額近傍で働く人達の生活を守る観点では十分とは言えないこと。
- ・ 労働者の生計費について連合リビングウェイズ等より、最低賃金は時間額1,000円に近い形で引き上げていく必要がある。
- ・ 賃上げの状況は、物価の上昇に追いついていない。
- ・ 最低賃金は、大幅な引上げが続いているが、国際水準から見て十分な水準とはいえない。
- ・ 最低賃金の地域間格差は、東京都との額差、昨年度までのCランクの平均と比べても福井県の最低賃金は低い。人口流出や人口減少の問題があり、若者の転入超過率を測ると相関関係が現れてくる。特に、若者や外国人労働者は最低賃金に影響されて高い地域へ流出ということは否めない。

旨の発言があった。

使用者側代表委員からは、

- ・ エネルギーコストの高騰等が収益を圧迫し、企業の継続のために、賃上げ等の雇用環境整備に取り組むことは、地域経済を支える上でも大変重要だと理解しているが、これらを実現する収益の確保が難しい状

況にある。

- ・ 価格転嫁対策の取組みはこれからで、効果が得るには時間を要する。
- ・ 地域間格差は改善すべきであると思うが、全く一律や同額にするのは、地域の産業構造を比べると違う。
- ・ 目安に関しては、非常に客観性に乏しく、最低賃金法に基づく三要素を考慮して自主的な改善が行われるよう議論すべきである。
- ・ 福井市の令和4年10月から本年6月までの消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合」は4.26%で、現行の最低賃金に乗じると38円となる。賃金の引上げ率は厚生労働省統計で2.0%、連合の集計で加重平均3.7%、経営者協会集計で3.34%。支払能力がなければ賃金は支払えない。

旨の発言があった。

公益代表委員からは、

- ・ 次回以降、具体的金額について検討していく。

旨の発言があり、閉会。

議題（2）について

特になし。